相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市佐原三丁目一二番、最後の住所神奈川県横須賀市佐原三丁目一二番一四号　被相続人　亡　佐藤　金雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二サクマ横須賀ビル三〇一

相続財産管理人　弁護士　伊東　秀文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市河原山町ハの六六番地、最後の住所石川県白山市河原山町ハ六六番地

被相続人　亡　堀　外次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

事務所石川県金沢市松島二丁目六番地

相続財産管理人　皆川　容徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市船木二〇〇五番地、最後の住所静岡県島田市大井町二番の一一

被相続人　亡　太田　英男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

静岡県榛原郡吉田町住吉五七二番地の二

相続財産管理人　佐藤　麻妃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市熱田区木之免町九一五番地、最後の住所三重県桑名市立花町二丁目二一番地

被相続人　亡　小貝　敦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

事務所名古屋市東区東外堀町六五番地

相続財産管理人　林　成晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府八幡市川口東扇一〇番地一一、最後の住所京都市左京区岩倉上蔵町一六一番地第二北山病院　被相続人　亡　佐久間秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町二八〇番地　インターワンプレイス京都四階

京都第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤井　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区嵯峨苅分町三一番地の一三、最後の住所京都市中京区西ノ京東中合町四一番地　被相続人　亡　越田治三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

京都市中京区新椹木町通竹屋町上る西革堂町一八四　オクムラビル二階　赤井・岡田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　赤井　勝治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市五ヶ庄広岡谷一番地、最後の住所京都府宇治市五ヶ庄広岡谷一番地六五

被相続人　亡　井ノ口　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階　京都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　黒澤　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市林一丁目一〇二四番地、最後の住所兵庫県明石市硯町二丁目五番一―五〇九号　被相続人　亡　藤井　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　神戸駅前ツインビル八階

相続財産管理人　髙本　直彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区下馬五丁目二番、最後の住所不詳　被相続人　亡　野村はるみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

兵庫県たつの市龍野町富永一〇〇五番八・二階

相続財産管理人　荻野　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市本町一丁目六〇五番地、最後の住所兵庫県三木市別所町朝日ケ丘三五番地の二　市住朝日ヶ丘北団地一号棟二号

被相続人　亡　光吉　松枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ三階　神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西片　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市椿高下一一七番地、最後の住所神戸市西区平野町慶明七七番地　花園ホーム　被相続人　亡　池田あや子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

神戸市灘区宮山町二丁目三番一九―二〇三号

相続財産管理人　小川真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市早良区飯倉六丁目一一一番地一、最後の住所福岡県太宰府市坂本一丁目四番六号　被相続人　亡　椎原トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

事務所福岡市中央区舞鶴三丁目二―一ジブラルタ生命福岡ビル二階辻井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　辻井　治

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので公告します。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を熊本県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十五年一月十五日

一、住所　氏名　熊本県熊本市中央区南熊本一丁目二番二〇号　吉田　徹

営業保証金額　二万円

第25期決算公告

平成24年12月20日

千葉県市川市南八幡3丁目14番1号

ケージー情報システム株式会社

代表取締役社長　近藤　英男

貸借対照表の要旨

（平成24年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,839,264
	固定資産	1,842,515
	合計	3,681,780
負債及び純資産の部	流動負債	247,838
	固定負債	168,651
	株主資本	3,220,563
	資本金	80,000
	利益剰余金	3,140,563
	（うち当期純利益）	(37,274)
	評価・換算差額等	44,726
	合計	3,681,780